

大坂四ヶ所の支配・御用と勸進

塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』に関わらせて

要約

大坂非人研究をリードしてきた塚田孝の論考がまとまった。成立と由緒、支配と御用、大坂三郷と垣外番・勸進、という非人論の外延構造を網羅している。基本としては彼の用いた史料と論理を内在的に吟味することで、この分野の研究の底上げと、塚田非人論が描く像とは別の新しい像の輪郭を提示することを企図した。

のびしょうじ

はじめに

塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』（二〇〇七・三
部落問題研究所）は三部構成であるが、大きくは都市大
坂を場として非人論と勸進宗教者論が柱になっている。
大坂非人論を対象にして、逐条的な書評形式を取らず、

表題に挙げた範囲で実証を含んだ批判的検討を試みた
い。したがって批判的部分が塚田のどの文脈・叙述に
対しているのかについて一々の対照は行わない。「神は
細部に宿る」というのが僕の信条でもあり、細部の思
込みや間違いは、やがて展開と同時に大きな問題を
生じさせる。本稿でも勸進でその一端を示すことにな
るが、論脈に関わってこない個々の間違いや、特にこ
ちら側だ

けが知っている非田院長史文書^①という新史料を用いて不備を指摘するという手法を意識的に避ける(新しい知見の開示は行ふ)。ただし『大阪の部落史』^②近世編では積極的に基本・重要史料を翻刻する努力を行い共有を図ったので、紹介史料の一部を使用することは許されたい。

* 塚田本(二〇〇七・三刊行)を手掛かりにして大坂四ヶ所研究を深めようと思図した本稿は、二〇〇八年二月著者の参加も得て大阪歴史学会近世部会の例会で書評の形で報告を行い、そこでの意見を踏まえて、直後にまとめたものである。その時点では『悲田院長史文書』(二〇〇八・五)、『大阪の部落史』^③(近世後期編)・9(補遺編)は刊行されていなかった。紀要掲載直前に執筆後に出された史料典拠表示や文献追加など若干の加筆を行ったが、内容上でそれらを援用することはしていない。

* * 大坂四ヶ所研究を、御用にせよ垣外番にせよ独立した専論として提示するのではなく、塚田本へのコミットという形での、枠組みを専らとする内容にしたのは、先の「大坂賤民法制の構造と特質 覚書」で述べたように、今は「イメーヂのかたまりを積み重ねる」ことが適当だと考えているからである。

第Ⅱ部が直接の対象であり、私見では主要論考は本稿で捕捉できると考えている^③。

本当は塚田の論の前提になっている①身分的周縁論、②重層・複合論、③三位相論など多産される「プラスチック・ワード」^④に対して見解を述べるべきかもしれないが、それは別の機会としよう。

新稿となった六章冒頭、塚田は自らの非人研究を次のようにまとめている。①豊臣から江戸幕府による都市大坂の建設時に乞食^⑤貧人仲間として生み出された、②乞食⇨勧進で生命を維持していたが徐々に町内勧進の権利が固定し、垣外番株として小屋持ちが分割・所有する体制になる、③それは奉行所盗賊方御用を務めることと連動していた、④本来無所有の非人⇨貧人が家督家屋敷の所有主体となる変容をもたらした(163~4p)。この四点である。『都市大坂と非人』についての横山百合子評もこの射程の内側で行っている(問研180)。

実証よりも論、構造よりシエーマ・像重視の塚田のスタンスをよく示した自己評価であるが、評者は成果としていえることはそこにはなく、それはほとんど思い込みによるものと考えており、①身分内法には二つの異なる形式があることを明確に峻別したこと、②大文字の奉行所御用に満足せず御用の内訳・役職別・担い手・形態などの具体的なあり様を明らかにしたこと、③とりわけ庄巻は市中供廻り一つをとっても盗賊方から町目付までの

「役職の別があり、それに応じて垣外側の出役のあり様も異なっていたことを具体的に提示したこと、④しかもその中心に盗賊方の御用があったこと、願い事の際にもそのルートをもつて行っていること、を解明したことが主要な成果だと考えている。もう少しだけ踏み込んで指摘すれば、成果がそのまま死角を作った。たとえば二つの身分内法形式を発見したことが、享保一九年「節季候申渡覚」(悲51 本書173p)では小屋者多数が署名するものまでも第一形式だとみなしてしまう。また御用の実態に肉薄したことで、それを御用全体と思いきんでしまった。等々。

なお非人論の内側に入り込んでいる①四ヶ所近世成立論、②非人無所有論については、触れないわけにはいかないのだろうが、反証できるはずりの史料はなく、論理には論理をもつてのことになり水掛け論になるほかない。読者の判断に委ねて固持したり踏み込んだりはしない。

一 奉行所御用の総体と非人制道の位置づけ

大阪の部落史委員会によって大量の新史料が発見された四ヶ所の一つ天王寺垣外(以下悲田院垣外という)を

例にあげると、支配の内実や強弱を問わなければ彼らは①御用を通して町奉行所、②歴史的由緒によって生じた人的関係での四天王寺、③行政面では領主(天王寺村は幕領―したがって大坂代官所)および天王寺村、の異なる三つの支配を受けていた。厳密には天王寺にあって代官所牢の牢番も担っており、そこに限定されない代官所御用の一端も担っていたと思われる。しかし大坂代官との関わりは牢番以外ほとんど不明なので今回は指摘のみに留める。以下①③の支配ごとの特質を順次に明らかにしていく方法をとる。

第一の奉行所御用は垣外集団を即自的に公的存在にしているだけでなく、彼らが大坂三郷から様々な勸進特権を得る根拠となっていた。奉行所には長吏詰所が存在し、長吏の毎日の出勤は義務であった。与力の手によって非人番への御用と費用の割掛けが急増した問題究明のためにまとめられた文化八年頃の『手覚』によると(盛田一九六九)、第一の原因はここにきて奉行所御用⇨動員が頻繁になったためであると指摘している。そこではa探索(聞合せ―風聞書提出)、b捕物手当、c市中供廻り、d他国・遠国探索、e他国捕物手当の五つが挙げられている。dは寛政頃から(町奉行所旧記では寛政六年、寛政年中の幕府下知とある)、eはこの頃に目立ってきたよう

だ。但し塚田は単独行動と随行、それと他国・遠国出張が大まかな区分であることを重視してa bを一つ、eはdに含めてあげた(120P以下)。私には手先使役を含む探索と捕物手当(厳密には垣外のみ)の捕物から動員までの広範な内容を含む)をどのような意味でも一括できないだろうと考えるが、その限りで『手覚』の読み込みあるいは整理が問題となる。

さて四ヶ所が担った奉行所御用の総体について、内田が『手覚』を使用して以来これをもって示すのが慣わしらしい。内田の整理とは「理解の異なる箇所が多い」とわざわざ注をつけた塚田であるが、その実内田の手の内でのまとめであるを疑わない。最近の松永二〇〇七も視野に連れて指摘すべき共通の問題点は、内田の整理を踏襲したがゆえにすべての論者が『手覚』の基本的な性格、これがなぜ書かれたかについて慎重な史料批判・吟味を怠っていることだろう。

右で改めて御用の批判の種類分けを行ったことも読み直しの一環だが、もう少し史料性格に絞って若干の指摘を試みよう。

1. 現在大阪商業大学佐古文庫に収められている『手覚』は、紹介した盛田は「天満の老練者同心」あたりの手になるものと推定したが、与力瀬田藤四郎に敬称をつ

けていないことや、同心の知り得ない事実の列挙などから、東町の与力で「天明年間盗賊方」(盗賊方が本役となったのは天明八年から)を務めていた者の手で文化八年起筆で書かれた。朱書きも含めて書き手は一人のように見え、かつ書体から控書、ここから踏み込んで八田五郎左衛門(七代)の手になるものと推定して間違いないであろう。一つ書は「相聞候」の書留文であるが、「荒増内々御心得二申上候」ともあり、与力上席、あるいは奉行へ提出されたのであろう。

2. 「此儘被捨置候ハ、往々番非人共不正之儀并物入等も増長」するとの危機意識から、近年、在方非人番の金銭的負担とそれによる非行が無視できなくなっている。その根源は四ヶ所の負担金の割掛けだというのが本旨である。そこから四ヶ所と、そこに加重される奉行所御用の増大の内実が詳細にまとめられる。史料はこの二重あるいは三重の構成をもって四ヶ所の御用が書かれているのであって、奉行所から四ヶ所へ掛かった御用の総体あるいは主要御用の詳細をまとめたという性格のものではない。

3. 塚田の関心にあまりないという意味で若干を指摘しておく、他国・遠国聞合せは安永三年改めて大坂町奉行所の余国(西国)支配が確認され、天明の飢饉・

騷擾を経て寛政期に一挙に拡大する。奉行所側は寛政六年の幕府下知が出発だと認識している（奉行所旧記）。他国捕物はやや遅れてこの手記が書かれている。その時に目立ってきたこと、それも含めて随所に御用の歴史的な変化を書き込んでいることでこれは重要な証言たりうること、最後に盗賊方町惣代の弊害が述べられていること、などである。

御用に戻る。以上の考察によつて、断罪時にも彼らの役務があつたようにこの五点が全体でも主要御用でもない。『手覚』の論理にからみ取られたといつたのは、たとえば「犬・猿」などと呼ばれた隠密・手先の存在である。すでに『宝曆雜録』に登場して以来明治以後も旧垣外の一部が隠密役に従事したことから、『浮世の有様』を待つまでもなく、後期には深く関わっていたことは明らかだからである。市中に限つても中期頃から目立ち始める行倒れや捨子、あるいは相対死処理との関わり、市中行刑・出張仕置への動員などもここには出ない。あくまでも近年に急増した御用と費用の究明に限定される。

このことを改めて強調するのは歴史的にみて垣外の御用の最大のものである（皮肉なことに書上げた御用からすっぽりと抜け落ちているが）、非人（貧人・物貰い）制道であつ

たからである。⁸⁾この点は前中期の大坂町触れに明らかである。塚田は旧稿（本書第一章所収八四年稿）で町方と非人集団の矛盾として悪ねだり問題があると捉え、論拠として元禄二年七月七日の町触れ「日頃乞食・物貰い共在所家において押貰いの様にいたし、或いは祝言・仏事などにこれある参り、色々悪口・雑言など仕る由相聞く云々」を挙げた（27p）。しかしこれは垣外への非難ではない。「物貰い共」とあるように貧人・非人のねだりを問題にしたものである。物貰いを非人集団としているのは奉行所の見方に同調している塚田の史観であつて、四ヶ所と何の関わりもないことである。

ところで改めて問えば、市中非人制道は奉行所御用であるうか。それは間違いないであろう。四章補論の新稿には府立図書館蔵「大坂御仕置留」から慶安五年正月一日組触れと思われる「覚」が紹介されている。佐古文庫『元明条目』に同文があり、惣代に宛てられた「覚」は三カ条からなる（原文は本書112p）。①町中の乞食改めを垣外が行い、元気で最近に住みついた者を惣代に報告する、②寺門前の乞食も改め乞食払いを行い、「かたわ乞食は寺の意向次第で手荒い措置は控えるが、「息災」者は寺から立ち退くよう垣外から申入れさせる、③「座に入る」すなわち垣外組織に属する乞食の悪事は所

属長吏の責任とするから仲間支配を怠らぬよう長吏に申しつける、その三か条を東西奉行から惣代、惣代から長吏へ伝える。これなど市中貧人・非人の制道こそが垣外の御用だということ、そしてそれは奉行所御用だという点も明確に示されている。さらに重要な文言が「座に入る」とする垣外組織を指して座と呼んでいる点である。この文言のみを決定的証言とすることは控えなければならぬけれども、明らかに中世以来の座的構成をもった組織と観念されていることを示し、長吏・二老などの役名も含めて塚田の前提を疑うにたると考える。また塚田はこの時期に特有のこととして惣代―長吏の指示系統を指摘しているが(113p)、『手覚』で述べたようにそれはある意味で一貫していた(厳密には途中一旦なくなるが盗賊方惣代二人制になって復活したとされる)、『手覚』の読み込み云々をいったのもこれも念頭にあつた。

『手覚』の挙げた五つの御用は、非人制道を突き詰めれば市中不審者取締りとなるという意味では延長上にあるけれども、本来の御用から相当にかけ離れたものとなっているのである。

長吏・小頭が重役を担い、若き者は「当り役」といわれるように組織内で順番を決めそれに従い動員される。御用の担い手に踏み込んで明らかにしたことが塚田の大

きな成果の一つと考えている。但しそれは塚田が限定したような共廻り(127〜8p)に限られるものでもないし、他国聞合せや捕物手当は非人番ではなく在方といえ小頭が担う。それともう一点『手覚』に書かれないこととして、垣外の正式構成員ではないという意味で元来御用を担う主体でない①十三組小屋頭(史料にしばしば小頭とも出る)、②在方小頭、③垣外番、④(在方)非人番、が御用に組み込まれているという点であるが、与力にとつてあまりに当然のことなのであろう、それは問題点として俎上に上つてこない。けれどもそれが組織原則から逸脱していることは、すでに塚田も指摘しているように元来「家督・家屋敷の所有・非所有が出役・掛り銭負担の基準になっている」(117p)はずだからである。

御用の総体は以上を前提として考えなければならぬものであるが、塚田の示した五点に限つていえば盗賊吟味方御用がかなりの割合を占めていること、cのお供廻り一つをとつても盗賊吟味方のほか定町廻り、町目付同心の別があり、また定例・臨時(祭礼・催しなど人寄せ場所)・ぶらり(忍び)などの区別があつたことも書かれている。重要なことは御用が次々に付加されていったことと、役負担すべき者以外の者にまで御用が及ぶこ

とと、身分と分離できない役務から労役・単純使役へと拡大していったことであろう。

二 「悲田院垣外は元来当山より初まり当山付きの者共」

次に四天王寺との関わりであるが、先には寺領に居住地を持つ限りでの支配といったが、淵源をたどれば極楽浄土への道といわれる四天王寺西門（夕陽ヶ丘）に居着いた乞食・非人と、やがて生まれたであろう階層化と差配者の分化、寺との関わりであり、実際にも中世以来四天王寺東門前には施行・施薬を主とした悲田院があり（大坂の役で焼失）、そこから移転して垣外集落ができたという由緒をもち、また市中のみならず摂河の広い範囲で勸進を実行できる理由の一つが垣外内に建てられた施行院（寛文一〇年）への布施・奉加名目であり、また彼らの旦那寺である竹林寺も四天王寺末寺一心寺の分院として建ったという経過もあった。

支配権限としては、a 長吏・小頭代替りの出願、b 長吏・小頭の長期他出（御出張など）の届け、c 垣外全員の正月・七月の誓詞提出、d 会式・法会時の警護、e 寺領巡回時の召連れ、f 処罰、などがある（悲13他）。

かかる深い人身支配―服属が中世からの縁や由緒なしに確立するとは到底思われないという意味でも、塚田「四ヶ所近世成立論」は成り立たないと考えている。實際歴史的淵源を捨象して近世のみを切りとれば、居住地は天王寺村地であつ除地、寺から出役ごとに手当程度のものは出ているが大きな助成・手当を得ているわけでもない。その限りでは服属の儀礼を必要とする関係にはないと思えるからである。塚田の論理によつて四ヶ所が近世の都市大坂の建設にもなつて形成・発展したのだとすれば、その一つである悲田院垣外は四天王寺の警護や労役に手当・報酬をもつて出役することはありうるとしても、a～fまでの包括的な支配を受ける、かつそれは享受している理由がみつからない、といわなければならぬのではないか。

いずれにせよ、このように両者は浅からぬ歴史的関係にあつたが、垣外側はある時期以降四天王寺の全面的な支配の相対化、もしくは離脱を試みてきた。そこには京都について菅原憲二が明らかにした、近世権力が寺社との関わりを長期的緩やかに絶とうとする意図をもつたことも作用しているのかもしれない。

安永五（一七七六）年六月一日、塔頭勝曼院会式当日、番所に詰めていた悲田院小頭忠治と若き者孫七が、腰掛

けたまま四天王寺役人田中らの通行往復に立礼（おじぎ）をしなかったことで、すぐさま境内御所へ長吏忠助を呼び出し不礼を糺し会式後に沙汰する旨を申し渡した。それから半年間一二月一九日に忠治ら押込め、同四日、一山を騒がせた咎で長吏忠助・鳶田長吏吉左衛門兩名遠慮の処置に到着するまで、鳶田垣外を巻き込んで四天王寺との確執と抵抗が続く（以下大②²⁰⁴による）。立礼をしなかったごく単純・軽微な無礼が重大問題であるかのようにならざるに扱われる事実のなかに寺側の蓄積された思い（「近年垣外の忠誠心が疑われる」と、寺にとつて垣外がいかに軽い者たちであるかが示されていよう）。

七月五日、忠治ら兩名押込めが申渡されるが長吏他行で七日、長吏と小頭定助を呼び改めて処罰を言い渡す。これに対して長吏忠助は「若き者である孫七はともかく小頭忠治は御用に出る身なので受け難い、寺より奉行所の了解をとつて貰うまではお断りしたい」と強硬な態度に出ている。その後の執拗な追求にも御用を口実に言質をとられることを回避し続ける。塚田は寺が奉行所へ訴えたというが、もちろんそのようなことはあり得ない。寺方年預が「まるで奉行所との争論のようだ」というほど与力らとは一触即発のところまでいく。勝手な処罰を許せば支配国に洩所ができることになり、小事が大事に

なってしまうと与力側は主張したからである。

九月一九日には天王寺村庄屋文右衛門ら三人が寺に来る。先日牢屋敷より呼び出され、垣外の宗旨人別はどこが管轄しているかと聞かれたので、曾我丹波守様の役中宝永年中（一七〇四）に転び類族の者共宗旨を村に預かった、人別差配は御料の村がしていると答えた。その際今回の経過を聞いたが、これは寺側の心得違いの取り計らいであり、このまま吟味となれば寺の名誉にも傷がつこう。村が仲介して内済にもつていくので任せてほしいとの申入れであった。寺は拒否する。奉行所の差し金なのだろう。

寺は当初垣外がすぐさま処罰申渡しに服するものだと安易に見込んでいたようだが、長吏の強靱な抵抗や奉行所の異議、さらには村庄屋の判断などから危機感を募らせることになった。長吏や小頭、さらには先長吏善助まで次々に呼び出して強引に飲ませようと計り、さらに八月二〇日、鳶田長吏吉右衛門・砂場小頭佐助を呼びつけ服属の誓書を出させようとした。この二カ所は四天王寺領地であり、鳶田は元禄一一（一六九八）年、寺の意下次第で何時なりとも立ち退く一札を入れて居住しているという経緯があった。相当に弱い立場に置かれていたといつてよいであろう。その鳶田長吏が御用を盾に悲田院

同様の態度に出たということは四天王寺への両垣外の反発が蓄積されたものであること、明らかに悲田院・鳶田の打ち合せがなされていることを示す。九月九日には鳶田垣外喜六が寺役人に立札を失念する「不作法」をおこなすが、寺はただちに咎を申渡しすることを差し控えたようだ。

幾度にも及ぶ東西奉行所との交渉を四天王寺による悲田院・鳶田垣外支配の根柢に絞ってやや詳しくまとめる（紙数が許せば月日を追って詳しく問答を述べれば興味深いのだが）、①四ヶ院の一つ悲田院の雑事を担った者の末裔であり撰河の非人を支配し勸進が可能なのもそのためである、②類族改めによって死罪となることを寺住持の嘆願で助命され、七十余人が垣外入りとなり悲田院・鳶田に預けられた。その管理は四天王寺であったが、やがて人数も増え人別帳なしでは管理できないということになって宝永年中御料天王寺村へ移管お預けとなった、③鳶田は悲田院垣外から分かれたものであり、元禄以降は小屋地手狭となり寺地に差置いている、④彼らが「当山付きの者」だということはa会式・彼岸など行事時の見廻り、b群集時の出役、c寺役人が寺領を廻る時の「召連れ」、d享保一七年三月鳶田長吏・二老らを押し込めに処した先例、などが証している。事実宝暦一二

（一七六二）年、悲田院・鳶田長吏を小頭に、天満小頭らを長吏に預け江戸表まで出頭させる、四ヶ所全体にかかる大がかりな事件でも長期出張した折に寺へ届けを出している（悲6）。奉行所は最終的には折れて、軽微であれば四天王寺の独自の処罰を認めても御用に差支えないとの判断を示す。

三 土地・居住地所持の強い規制

垣外集落と村との関係は皮田の枝郷制と共通する。主要な違いは長吏に広く身分仕置権限（追放以下の独自処罰を行うことと他身分に関わらない軽微な罪を裁くこと）が与えられていること、御中と呼ばれる指導機関や役職に村が介入できないこと、村が三郷続き在領であり事実上の町であり、かつ垣外集落も農村というよりは町構成（内部に西之町と東之町があった）であったこと、である。難波村庄屋成舞家に残された道頓堀垣外の記録が『道頓堀非人関係文書』として刊行されているが、これによって生活の万般について長吏より庄屋へ嘆願があげられ、役所通達が庄屋から長吏へ下されていること、宗門帳も庄屋権限で作成され、類族生死報告も長吏から庄屋へなされ、庄屋が最終的に役所に提出する義務を負つ

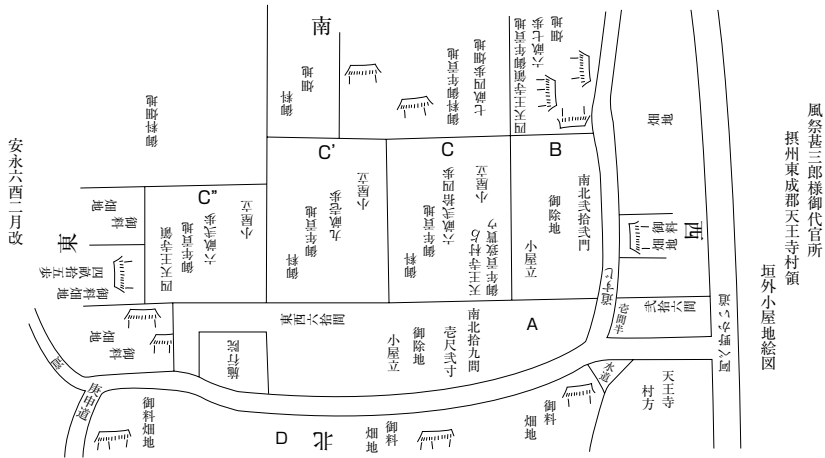
ていたことなど、日常的行政的支配を村から受けていたことが明らかである。¹⁹⁾それは悲田院にも共通のものであるろう。

枝郷制のもとでの差別的な村規制の顕著な例は土地所持の制約である。それは居住地と個々の所持地に分かれる。けれどもこれは塚田の非人無所有論を前提していることではない。本著や『都市大坂と非人』に対するすべての評者が第一の成果であり、無所有から所有主体というシエーマが塚田非人論の最大の成果と考えている。それをまともに取り合うつもりはない。先験的に設定されているテーゼは何らの実証や証明に支えられているものではない。それどころか悲田院垣外が文禄三年、大坂で近世（幕藩制）が敷かれた元和までにその他の垣外も除地という形で土地の集団所有を実現している。さらに実地的には若き者居宅（名目は小屋であるがその住居規模たるや兎小屋の比ではないし、長屋形式でもない）に分割所持されていた。しかも塚田は四ヶ所は中世と断絶した近世に形成されたと主張しているのであるから、四ヶ所は誕生時から土地所持を行っていることになるのではない。限定されたと断りながらそれが所有であることを塚田も認めている（74p）。すでに天和年間天満では長吏個人の所持地があり、道頓堀には垣外で医師の到岸の

所持地、鳶田では「非人開き畑」が史料には出る。したがって以下の問題は塚田「非人無所有」論とは関わりがない。

まず前者をみる。悲田院垣外集落の大まかな位置は版行された大坂町絵図でJ R天王寺駅のすぐ北手に広がっていたことが分かる。文禄検地で三反八畝歩余の除地（大①22）を与えられているが、そこは通称を「長者が崎」（大坂政見録「大①98」というように懸崖地ともいうべき急勾配の頂上部で東と南は崖であった。東の崖地は今も確かめることができる。塚田が信を置きうるとした由緒書によれば、そこが手狭となり慶長一四年以前に分蜂する形で今宮村内に鳶田が生まれた。

幸い安永六（一七七七）年の悲田院集落地周辺指図が伝わる（悲田院長史文書 大②206）。唯一のものながら関連文書がなく、なぜ作成されたかは分からない。すでに周囲は「小屋立」地となり、その広さは除地の倍を越さう。しかもなおその外周に小屋型の絵が描かれているのは事実上小屋建てがなされていることを示すと考える。先に寺地にあつた砂場集落にふれたが、悲田院集落は指図の一方所（図中のA部分が元来の除地）だけでなく三カ所に分立していて、毘沙門池と砂場には十三組小屋頭や年行事がいて比較的大きな集団を作っていた。



近世初頭に四ヶ所が成立して以降元禄まで知られる限りでも六度の市中貧人の狩込みが行われた。天和三年の狩込みでは各垣外に一五三人が引き渡され悲田院も総出で荒地開墾を行った（指図西側「南北式拾式間 御除地」がそれに当ると考える。図中のB部分）。天満では長吏所持地に新垣外地ができた。これに続くものが明和三年から八（一七六六〜七一）年に及ぶ宅地拡張の嘆願である（悲186・大②202—203）。場所は一貫して集落の南側は崖下であるから、除地の北側道向いで当初は小屋四〜五軒といていたが、東西五五間南北二一間というから除地と変わらぬ面積を宅地として認めてくれるように求めているのである（図中のD部分）。先の指図がその部分を「小屋立」としていなかったことは、それが成就しなかったと同時に、あるいは反対側すなわち南側に広がる嘆願とほぼ同面積の土地（図中のC〜C'部分の三区画）はこの嘆願によって実現した可能性が大きいことを示す。嘆願と指図の年次がそれほど離れていないからである。集落の基本構図は四ヶ所に共通して狭義の垣外集落と初期に狩込まれた新非人の集落が並存し、そこには小頭・十三組小屋頭が常住している。さらにその外周に札持・小屋者と呼ばれる者たちがそれぞれに住まうというのが視覚的様相であった。

次に個々の所持地であるが、中期頃まで悲田院では除地内の居宅以外で垣外身分個人の土地所持は許されていなかった。元禄一二（一六九九）年、先の長吏善休四男正庵が買い取った畑は名目上南堀越町四郎兵衛の名義になつている（大①101）。明和四年段階でも畑地を買った善八らに竹林寺は垣外の名前では台帳に記載できないので竹林寺の名を借りるしかないといつている（悲187）。とはいえ、どのような歴史的経緯があるのかは判然としないが、先に述べたように道頓堀墓所隣に垣外個人（到岸）の所持地、鳶田には「非人開き畑」が早くからありそれは相続されていった。享保一九年『難波村領田畑地並帳』張紙には垣外個人の所持畑が出てくる（大②195）。生活規制の一例としては葬式がある。長吏は特別ながら、小頭といえども葬列が街道に出ることは許されなかった（大③94および解説参照）。

四 両極に振れる四ヶ所

安永五年の押込め一件では前長吏の善助も寺へ詫状を入れ、「不心得で忠助に万事申し伝えたために今度の一件ももつれた」（悲8）とあるから不服従の根が深いことを示唆している。この詫状では宝暦年中に四天王寺の

支配に服する長吏・小頭の請状を寺に出したこと、しかもその請状のことを今回奉行所に問われ、自己正当化の答弁をしたことをも詫びている。前長吏をも巻き込んだ本件にかける垣外側の決意のほどが窺える。しかしその結果、悲田院は重いツケを払わされる。若輩の忠助は長吏職を追われ二度と返り咲く機会は訪れなかった。次男弥三八が後役を継いだが精神に不調を来し失脚、末娘おゆかに京都悲田院長吏家から養子金助を入れるが権威なく、小頭勘助に長吏職そのものを篡奪されかかる憂き目にあう（金助婿人・勘助一件・葬式作法は大③に史料収録）。その実権のなさは右の葬式一件の際にも露呈される。

さて本件から二〇年後の寛政七（一七九五）年九月一八日夜、天満垣外小頭九兵衛・惣兵衛組下伊兵衛宅に同家していた卯八が、近所にあつた野小屋住みの新蔵の娘りわを突き殺して逐電するという事件が起こる（悲3・大②209、のび〇九に新しい概要を示した）。御料川崎村を管轄する大坂代官所は長吏に一八〇日尋ねを命じると垣外側はそれで事済みと考えたが、鈴木町南側代官所は探索がまったく行われていないことから丸一年を経過した八年九月一八日、長吏清八と久七・宗兵衛ら小頭三人を名指して出頭を命じる。清八は新蔵の組頭であつた九兵衛・惣兵衛だけを出頭させる。代官所は卯八一件での量

刑として長吏過料三貫文、組頭九兵衛・惣兵衛は急度叱りであるが、非人の身分であり役人村へ引き渡し相当の仕置を申しつけると裁定する。名指しされながら長吏自身や重立ちの小頭を出頭させなかったところに彼らが代官所を軽んじている態度が露骨である。長吏清八が九兵衛らの報告を聞くも問もなく、渡辺村年寄住吉屋喜右衛門が来て三人の渡辺村随行を命じている。奉行所御用ばかりか代官所と渡辺村との日常的な連絡体制があったことを明かしてくれる。

「是まで自分は永く長吏職を務めてきたがこのような事態は覚えもないことだ」とかかる事態を経験したことのない清八は狼狽を隠せず、渡辺村年寄の使いにはしばらくの猶予を言付け、歴史的な由緒をもつ悲田院長吏善助（養子金助改名）に急々の手紙を送り、小頭宗兵衛宅への来訪を要請している。宗兵衛は垣外仲間では「植木宗兵衛」を名乗っていた（長吏文書研究会での高久氏の教示）。奉行所盗賊方へも出向き、善助も加わって宗兵衛宅で鳩首相談となる。何度も善処方を求める四ヶ所に対して奉行所は板挟みとなる。幕法からいえば代官所の仕置は当然であり、時悪く大坂代官所の自立が進行中だったからである。

安永後期から天明にかけて大坂代官所は従来奉行所に

依存していた支配・仕置を、自前牢を持ち手限吟味権の拡大と自立を獲得していったのである。代官所のアキレス腱は神社支配であり、いかに御料内の神社といえどもそこでの事件や諸願いまでも奉行所が裁くことになっていたからである。奉行所は「なにか長吏内に由緒書などでもないものか（悲3）と知恵つけに回る。かくして「四ヶ所全体が四天王寺から生まれ、今も寺院内組織であり一員である」とする、現在残る多量の由緒書が作られ提出されることになったのである。この結果、悲田院垣外はもろろんのこと、なんらの歴史的由緒も持たない天満垣外までの四ヶ所全体が四天王寺に服属するという、安永五年一件の論理と抵抗からみれば一八〇度転換した結論となる場所に着地したのである。

後世の我々にとって残された史料をみる何よりの注意が寛政八年より前にあるか以後の史料であるかにかかってくる、ということである。

五 大坂三郷と四ヶ所の基本構図

本書の出版にあたって第六章新稿が用意され、勸進と垣外番についての最新の見解が披露された。そこにはらまれた重要な問題点だけを指摘する。論の支軸に限って

も

①垣外番株を「事実上の勸進権」「定式勸進の疎外態」と規定することは偏頗なとらえ方であって、前近代に特有な労働と縄張りが分離しないことを問わなければ、当時広範に生成しつつあった稼ぎ場・商い場と位置づけられるべき性格を帯びていたこと、それは権利者である若き者と実際に垣外番を務める者への手当が分離している状況によっても窺える（表参照、橘町・白銀町など）。垣外番は残された断片史料からは定着率が悪く、すぐにも出奔する事例もみられるが、実際には数年以上から北堀江二丁目に勤める久七など二〇年を超すものまであり、安定した仕事になっていたことが分かる。

②勸進を相對關係の名付けによって a 布施米、b 奉加もの（四ヶ所札）、c 吉凶祝儀に分けた内田分類を排して、定式と吉凶に強引に大別する意味が不明であり、またたとえば節季候などの實際の門付芸と五節句の貰いを同列にすることは勸進の本義を失うものだろう。實際にも近世の最後の達成を示すと考えてよい明治初年の報告をみれば（表参照）、歴史的由緒から分離できないために、積み重ねられるように実情に合わせて種々の付加をしていった様子が知れる。

③塚田の成果の一つは垣外の身分内法の二つの形式を明

らかにしたことであるが、冒頭に指摘したように同時にそのことよってそれ以外の請書を視野の外においてしまった。悲51文書は弟子や新非人も署名する（人数的には若き者より多い）「節季候請書」で、請書の二つの形式に当てはまらないものであるが、これを若き者が御仲（ここでは悲田院会所）に出す第一形式としてしまっている（173～4p）。寛政六年、悲田院若き者文四郎らに雇われた千代松も弟子などでなく小屋者である（175p）。④垣外番が当初からあったものではなく、廻り番が変化したものであり、垣外番が定置し、それが株化することよって勸進が大きな変容・変質をこうむった、という歴史的な変化こそ重要な変化ではないか。寛政四年、悲田院若き者らが長吏・小頭に宛てた「覚」（165p（引用）は垣外番が定着して以後も垣外の「囉囃」とならんで乞食勸進が生きていることを示している）。

けれども第六章論文の最大の問題は次のことにある。塚田は旧稿（第一部第一章）で江戸では弾左衛門が非人に勸進場を分割所持させ、それを個々の非人が場として所持する構造を明らかにしたことがある。その構造理解から離れることができないため、大坂においても具体的な現れは偏差を持って基本構造は同じと思いついてしまった。市中に散在する貧人・非人、あるいはその

他の者が門付けを行い、吉凶に物乞いすることは自由であり、また止めることなどできないのは近世社会の大原則だという点が理解の及ばないものとなってしまっているのである。拙著〇七で畑中が非人番手当が勸進名目を連ねていることを誤解したことで「生活共同体別個説」ができていることを指摘したことがあるが、同じことは塚田垣外番論にもいえるのである。種々な勸進名目になっているからといって勸進の垣外番独占が行われているわけでも、可能になるわけでもない。ましてそこから「垣外番株が実質的な勸進権になっていた」（171p）わけでもないし、四ヶ所として株を勸進権として認めるとか認めないとかということもありえない（まったく次元の別のことである）。塚田が悪ねだりと分類する繰り返される町触れがそれを逆照射している。

「吉凶勸進」においても、定式勸進においても、垣外仲間論において、四ヶ所若き者たちに開かれ、それ以外には閉じられていた」（175p）という規定は、江戸の非人勸進場独占・分割論から離れられない思い込みを前提に、大坂をみていることで出てきた思惑であった、その前提を取り払えば別の像が現れよう。寛政四年、塚田が身分内法の第一形式と名づけた「覚」は後半で「聞付け四ヶ所若き者壱人にて其家え這入」とか「聞付け

最初壱人参り候て願候節」とかの但書をしている。「囉嗜」勸進」が予め独占分割されているのであれば、こうした文言はまったく不要であろう。奉行所としては非人・乞食を取り締ることが至難であるからこそ、垣外の「囉嗜」に縛りをつける必要があったのである。

歴史的に見ても垣外番が史料に表れるのは宝暦二（一七五二）年町触れに「垣外番之困」とあるものを遡らない。垣外番が中期以降に定置したことは疑いようのない事実と考える。それが置かれたことで勸進のあり方に変容が起きるのは理解できるが、数千人といわれる物乞いたちの本来的な乞食勸進を無にしてしまうことはできないことであった。余談ながら垣外名不詳の「覚」を悲田院と確定したのは内田八七であるが、本書ではなんの顧慮も払われていない。

近年、吉田・塚田らは場所有を、土地所有とならぶ別の所有として認める方向に至っている。それは喜ばしいことであるが、まずこうした場所有を所有の疎外態とか勸進所有とか相変らず否定的なものともみていること、さらに場所有を別の所有としてみとめながら、その上に構築される生活の質を本質的に平人と変わらなとする規定を見直していないことを指摘しなければならぬ。

最後に塚田勸進論からは離れるが、大坂三郷の貧人・

徳寿町・新難波中之町	鯉谷2丁目	鯉谷2丁目	北久太郎5丁目	北久太郎5丁目	南久太郎2丁目	南久太郎2丁目
垣外番喜助	年寄儀次郎	垣外番太郎	年寄儀次郎	垣外番権四郎	小頭忠兵衛	垣外番伊助
	昼夜		昼夜		昼夜	
	月0.072、1貫700		月600文		月白米0.1斗、300文	
	7貫900		13貫148文		38貫、内13貫800文、0.32升支配人庄三部へ旧来より	
	3貫文、内2貫文は支配五郎兵衛并垣外番へ				3貫	
	無し	500文	350文、内1貫文并吉因は前同様支配人むつへ遣わし		500文、内1斗程、1貫800文支配人庄三部へ旧来より遣し(以下備考)	500文
0.06升、400文	0.072、2貫350	0.07升、1貫800	0.222合、400文	0.13升、300文	白米0.33、800文	0.32升、800文
0.06、200文	0.075、2貫350	0.07、800文	0.182合、424文	0.162、350文	白米0.33、800文	0.32升、800文
1貫500目、150	600目、300	400目、200文	3貫700目、572文	2貫500文、4貫500文	0.12升	0.09升
7貫文	2貫文、前五郎兵衛へ遣わす	4貫文	1貫500、むつへ年布施も同人へ			5貫文
		1貫文		0.13升		1貫文
		1貫200				1貫300文
			吉因ママ		1貫垣外番伊助へ飯料遣わす、差引1貫文忠兵衛取分	
大阪市史料22	大阪市史料22	大阪市史料22	大阪市史料22	大阪市史料22	大阪市史料22	大阪市史料22

玉沢町	京町堀2丁目	道頓堀漆町	道頓堀九郎右衛門町	北堀江1丁目	道修町3丁目
	壽田年寄下庄次郎并同人弟子仁助2人へ				
		借家32~12文毎月			0.9斗
51貫600	1石8斗・冊貫文借家中				
68貫400文兩人分	72貫文、家持中	町人夜番賃3貫500文毎月、若き者同額	町人年額3貫600~1貫20文、借家人年額1貫200~600文	年額19貫200文(月1貫600文)	30貫夜番賃は除く、外に夜番その他の召仕で若き者へ98貫文
大黒舞に同じ	米1石、家持白米4升、大黒舞分含む、米8斗・銭20貫文借家白米2升	町人米1升~5合、借家人銭48~16文、12月	0.15升・6貫500	大黒合わせ町人0.12~5合借家人0.06~銭100文	71貫600文、大黒・鳥追い・その他奉加物を含む
5貫文、0.4斗兩人へ		節季候に同じ	0.15、6貫500		
5貫文兩人分	1貫500文、家持・借家	祝慶・鏡餅、町人2合~銭72文借家人48~16文12月	目方4貫文、銭300文		
4貫500	20貫文家持・借家中	町人200~100文、借家人48~16文10月	5貫文10月		
4貫800	36貫文				
		町人・借家人とも出す	祝儀6貫文不祝儀9貫600文(昨年分)	町人・借家人とも出す	6貫400文
		1枚に付800文12月			
		町人2合~銭48文借家人24~12文正月			
	他に鉾番賃54貫文				明治3
大阪市史料22	大阪市史料22	内田87	内田87	内田87	内田87

57 大坂四ヶ所の支配・御用と勸進

表 明治初年大坂三郷四ヶ所・垣外番手当の実態

	橘町	橘町	白銀町	白銀町	白髪町	白髪町	徳寿町・新難波中之町
宛先	年寄儀次郎	垣外番善八	年寄儀次郎	垣外番新八	年寄儀次郎	垣外番善八	年寄儀次郎
内訳	昼夜番		昼夜番		昼夜番		昼夜相持ち
布施米	月0.201、 銭110文		3貫564文		0.325、7貫100		0.072合、660文
1年布施	26貫700文、 米0.265				80貫文		6貫250、内2貫文支配人若者源十郎并垣外番へ
番銭	月1貫800文		3貫文		3貫200		4貫200、内2貫72文垣外番へ・飯料遣わし
吉凶物	月平均750文、支配人小頭五郎兵衛へ	1貫文	50文、内2貫64文支配人えい井垣外番へ、受納は支配人へ		1貫文、支配人若き者甚三郎へ		無し
節季候	米0.265、 銭2貫200	米0.24、 銭1貫500	米0.061、1貫800	0.053、1貫文	0.42、3貫100	0.43、2貫700	0.062、420文
大黒舞	米0.265、 銭2貫200	0.181、2貫文	0.041、1貫600	0.041、1貫文	0.46、3貫400	0.42、3貫文	0.062、232文
祝餅	1貫800目、 1貫700	1貫700目、 1貫500	1貫700目、700	1貫500目、600	3貫200目、200	3貫目、200	1貫600目、150文
綱貫奉加	以前五郎兵衛へ遣わす	9貫500		4貫文	1貫文、以前遣わす	14貫文	1貫文源十郎へ
毎日飯料							
紋日銭							
祝儀							
四ヶ所札							
四ヶ所年寄米							
備考			吉凶50文はママ、布施・番賃を含む全体の申からのことであろう	ほか町内雇われ時番賃9貫文			
典拠	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22

	西高津町	江戸堀3丁目	下博町	京町堀4丁目	京町堀4丁目	福井町	龍屋町
宛先	忠兵衛		らく		垣外番	道頓堀太郎助	天王寺久四郎
内訳	4人合持	昼夜33人持老分	半丁持				
布施米	2貫300		848文	月0.23升、6貫文			
1年布施	2貫300		7貫200文	65貫文	5貫文	38貫700文紋日集め高を含む	6貫900
番銭			3貫文	月4貫文	5貫文	月1貫500(年18貫)	月1貫500(年18貫)
吉凶物	500文、吉凶合わせ内948文支配人へ、500文伊助へ		200文	月500文	500文	多少あり取決難い	
節季候	0.04、748文		0.06、1貫500文	0.6斗	0.6	0.25升、2貫文、丁内太郎助・若き者兩人へ、家持5合～1升表借家1合～5合裏借家24文～50文	0.28升、2貫500
大黒舞	0.04、748文		0.06、1貫500文	0.6斗	0.6	節季候に同じ	節季候に同じ
祝餅	0.03升、1貫		1貫500文、1貫文	1貫600匁目方		4貫匁目方、300文、兩人へ	
綱貫奉加	500文			8貫文	8貫文	5貫800	3貫文
毎日飯料							
紋日銭					3貫文		8貫400
祝儀		毎月532文			1貫600		2貫匁
四ヶ所札							
四ヶ所年寄米							
備考						以下分類表記でない	
典拠	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22	大阪市史史料22

平均・凡などを含む

非人の制道こそが垣外・四ヶ所が担った基本的な（奉行所）御用であると述べた。それをさらにつき詰めていけば、発生史的には奉行所御用である前に個別丁と垣外との、あるいは大坂三郷と四ヶ所との地域的役務であり、勸進や祝儀も含めての契約として始まったと考えられる。すべての出発点はそこにある

参考文献

- 内田九州男「大坂四ヶ所の組織と収入」〔『ヒストリア』115 一九八七〕
菅原憲二「近世前期京都の非人」〔『近代京都の部落史』部落問題研究所 一九八七〕
松永友和「大坂非人研究の新たな展開のために」〔『部落解放研究』177 二〇〇七〕
のびしょうじ「被差別民たちの大阪―近世前期編」〔『部落解放・人権研究所 二〇〇七〕
のびしょうじ「大坂賤民法制の構造と特質 覚書」〔『部落解放研究』187 二〇〇九〕

史資料

以下刊本については典拠の略称を用いる。「悲田院文書」(悲)、「大阪の部落史」(大)、「道頓堀非人関係文書」(道) など

巻数と上下間は、下巻のみ下を付す。道頓堀文書などは通し番号がないのでP(頁)を付して表示した。

〔絵入 貧人太平記〕、手近には叢書江戸文庫31「浮世草子時事小説集」(国書刊行会 一九九四)に翻刻がある。

盛田嘉徳「手覚」〔盛田嘉徳部落問題選集〕部落解放研究所 一九八二)、初出「資料 番非人文書」〔『部落解放』5 一九六九〕

安竹九五 安竹貴彦「大坂町奉行所関係文書I」(大阪市大法学部『法学雑誌』41―2・3)

『大阪の部落史』第一巻〜補遺九卷(同委員会 解放出版社) 二〇〇五〜二〇〇八

注

- (一)長史文書研究会編『悲田院長史文書』(部落解放・人権研究所 二〇〇八・五刊行)。関西学院大学法学部旧藤木喜一郎所蔵にかかる天王寺垣外長史家に伝来した文書群一三〇〇点のことを指す。今では大阪府立中之島図書館所蔵で刊本になった『悲田院文書』(岡本良一・内田九州男編 清文堂出版 一九八九) 二二〇点余がその一部であり、藤木が古書肆から購入した後に分離した長史家文書の一部であることが拙著〇七によって明らかになっている。

(2) 大阪の部落史委員会が一〇年計画で全一〇巻を編纂している事業である。近世は一三巻と九巻補遺編に史料が収録された。すべて新出史料である。長吏文書のうち最重要な文書は収録された。

(3) II部収録の論考と初出年は次の通り。

第四章 近世大坂の非人とその由緒 二〇〇〇年八月

補論 一七世紀後半の垣外仲間 新稿

第五章 近世大坂における非人集団の組織構造と御用

二〇〇〇年一〇月

補論 盜賊捕縛と垣外番の褒賞 新稿

第六章 非人の勸進と垣外番株 新稿

補論 三井文庫所蔵の大坂・非人関係史料 一九八九

年一二月

(4) 科学に起源をもつが語り手に言葉を定義する力はなく、空疎ゆえに汎用性を持ち、ある領域から別の領域へ容易に移し変えることができる。科学の領域で定義された用語がよい加減な形で使用されている一連の「概念」のことである(ウヴェ・ペルクゼン『プラスチック・ワード』藤原書店 二〇〇九参照)。時宜を得た根底批判も始まっている。研究史無視(荒武賢一朗『歴史学研究』832)、社会的権力論(藪田貫『近世大坂地域の史的研究』六章)、周縁身分論(木下光生『部落史研究からの発信』

一卷所収論考) など。

(5) 但し用語については私の報告では、貧人・非人とは四ヶ所仲間組織されていない散在の者を指し、乞食・垣外が四ヶ所に属する者たちを指す(とくに一七世紀)。寛文一〇年施行院由緒書について文中に「一カ所を除いて貧人と書かれていることを自称としているが(89p)それは由来書の読み違いだろう。『絵入 貧人太平記』の対比用法は明解である(奉行所では乞食用例は微妙)。その後も四ヶ所下の者は垣外あるいは個々の集落名で呼ぶ。一貫して非人とは散在の物乞いを指す。ところで問題の複雑なところは札持ちや野小屋住みの者、あるいは十三組小屋頭の管理下に置かれている者の厳密な身分的・組織的地位である。これがやっかいで文字通り境界的・周縁的存在であり、奉行所自体が小屋者と垣外をあえて区別しないといっている(安竹九五)。天保く弘化大坂町絵図に対する四ヶ所の「糾弾闘争」では垣外の立場は明確で非人は自らの集団と関わりはないとしている(大③109)。周知のとおり幕法では非人とは組織化された者たちを指した。元文六(一七四一)年に宗門帳上の乞食や新非人呼称を巡って庄屋と垣外が交わした興味深い交渉をみらる(道215p)。

(6) 傍証に過ぎないが『絵入 貧人太平記』には四ヶ所長吏

の出自について「是等四人は大坂開闢のこのかた数代打続」いたといい、小説的誇張はあるとしても昨今に生まれたものではないとはいえるのではないか。少なくとも市民・貧人たちの共有観念になっていた。

(7) 厳密には身分にともなう役負担と、特定身分が従事する御用とは区別されるべき概念である。役負担は昼食ぐらいは出たかもしれないが基本は無賃・手当なしの労役（あるいは技術の結果としての物納）であり、御用は一定の賃金・手当をもって勤めるが拒否できない技術役といえよう。けれども中期には百姓夫役負担が軽減したように、皮田・四ヶ所の役負担も、手当がともなう形で御用化しつ拡大した。中後期をおよその時代背景としているため、この点を捨象している。

(8) ありうる反論あるいは反証として旧稿以来、四補の新稿まで「垣外番の役割が第一義的に非人制道」（28p）「本源的には乞食に対する管轄」（114p）と書いている、というのがあるかもしれない。しかし書くことと、それが論の核心に座っているかは別のこと、垣外番自体が一八世紀も後半に入らないと出てこないし、警史的役務が加重していく時期も非人制道はあり、制道が四ヶ所本源だというなら、五章はまったく別の構成になるのではないか。

(9) 十三組小屋頭の存在と具体相を長吏文書研究会で私が初めて報告したのは二〇〇三年二月までの例会である。またその一部は『大阪の部落史』2解説にも書いた。またこの間研究会では折にふれて同趣旨の発言を行っている。小野田一幸「大坂四ヶ所組織と十三組」（『部落解放研究』177 二〇〇七・八）は私の報告した内容以外何一つ新しい知見を含まないにも関わらず、断り書きのない完全な盗作物である。

(10) 『道』によれば宝暦五年から六年にかけて、難波村庄屋が道頓堀垣外との間で交信する文書の形式が根本的に変化する。長吏から庄屋宛上申された文書を奥書・奥印して地方役所に取次いでいた形式から、庄屋名による上申の形式に変わる。領主との関係で垣外集落は当事者資格を奪われたと考える。

(11) 慶長一五（一六一〇）・慶安五（一六五二）・寛文一〇（一六七〇）・延宝三（一六七五）・天和四（一六八四）・元禄四（一六九二）年が明らかになっている（のび〇七114p）。

(12) 中期の大坂代官所の動向と悲田院垣外などの牢番役については『大』⑩151p以下を参照。